

れいわ ねんど ねんど  
令和7年度 (2025年度)  
ほっかいどうしょう しゃしさくすいしんしんぎかい  
北海道障がい者施策推進審議会

とき: 令和7年 (2025年) 12月18日 (木) 18:00~

ところ: かでる2・7 10階 1060会議室 (オンライン併用)

し 次 第

○ 開 会

○ 協議事項

- 1 「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」の推進管理について
- 2 その他

○ 閉 会

■配付資料一覧

|                    |   |
|--------------------|---|
| しりょう<br>資料1-①~⑫    | だい き しょ ふくし すいしんかんりひょう<br>第1期ほっかいどう障がい福祉プラン 推進管理票                     |
| しりょう<br>資料1-⑬      | だい き しょ ふくし せいかもくひょう たい しんちょくじょうきょう<br>第1期ほっかいどう障がい福祉プラン 成果目標に対する進捗状況 |
| しりょう<br>資料1-⑭      | だい き しょ ふくし ひつよう りょう じょうきょう<br>第1期ほっかいどう障がい福祉プラン 必要なサービス量の状況          |
| しりょう<br>資料1-⑮      | だい き しょ ふくし すうちもくひょう たっせいじょうきょう<br>第1期ほっかいどう障がい福祉プラン 数値目標の達成状況        |
| さんこう しりょう<br>参考資料1 | いいん ごい けん ごしつもん いちらん<br>委員からの御意見・御質問 一覧                               |
| さんこう しりょう<br>参考資料2 | ほっかいどうしょう しゃしさくすいしんしんぎかいじょうれい<br>北海道障がい者施策推進審議会条例                     |

れいわ ねんど ねんど ほつかいどうしょ しゃしきくすいしんしんぎ かいしゅせきしゃめい ほ  
令和7年度(2025年度)北海道障がい者施策推進審議会出席者名簿

いん  
【委員】

ごじゅうおんじゆん  
(五十音順)

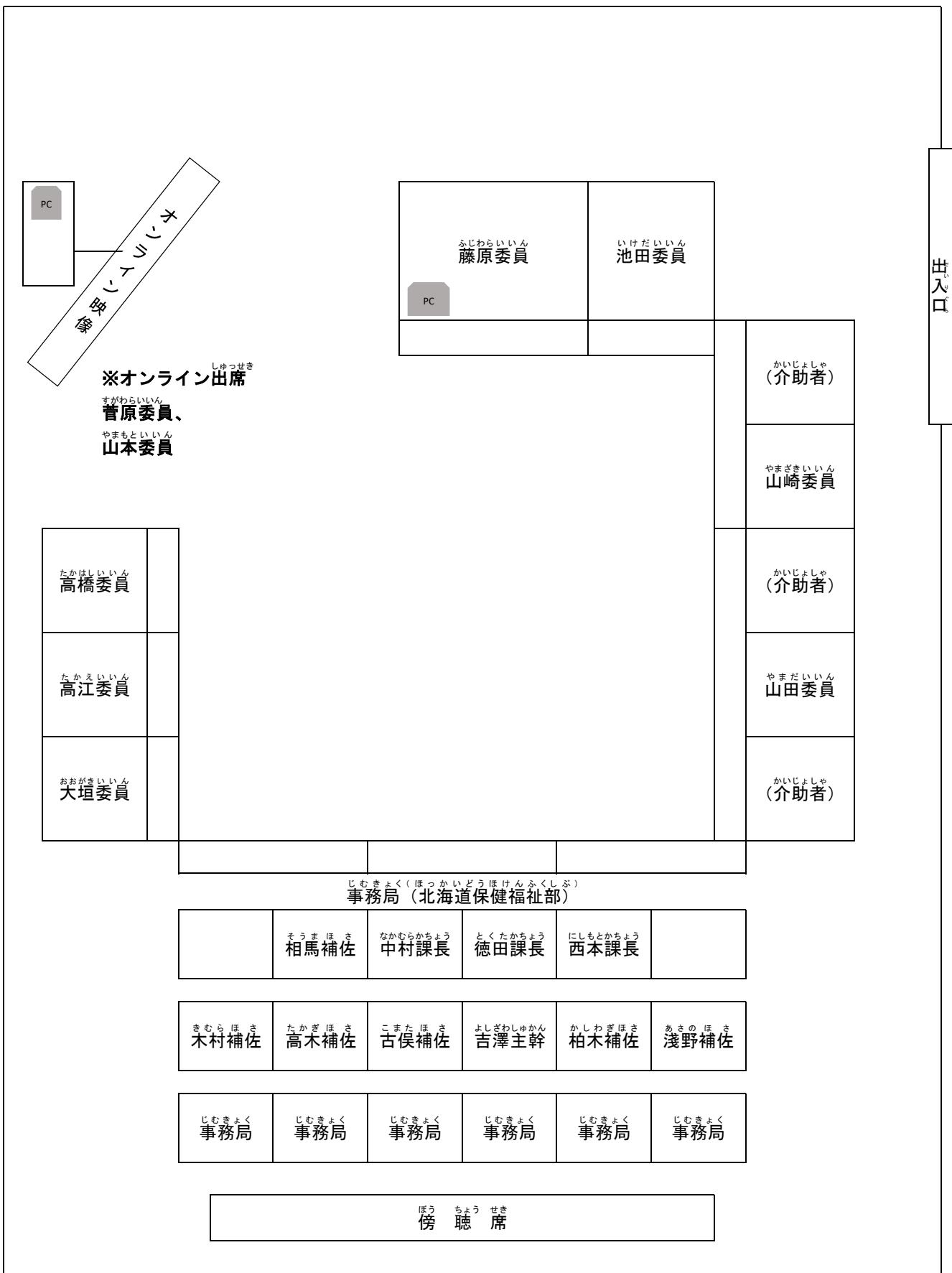
| 役職   | 氏名                 | 備考                 |
|--|--------------------|--------------------|
| ほくとしちょう ほっかいどうしちょうかい<br>北斗市長(北海道市長会)   | いけだ たつお<br>池田 達雄   |                    |
| ほっかいどうせいしんしょがいしゃかいふくしや れんごうかい ふくかいちょう<br>北海道精神障害者回復者クラブ連合会 副会長   | いしやま たかひろ<br>石山 貴博 | けつ 欠席              |
| いっぽんしゃだん ほうじん ほっかいどうちてきしょ ふくしきょうかい かいちょう<br>一般社団法人 北海道知的障がい福祉協会 会長                                     | おおがき いさお<br>大垣 熱男  |                    |
| あさひかわい か だい がくばういん かきょうじゅ<br>旭川医科大学病院リハビリテーション科 教授   | おおた てつお<br>大田 哲生   | けつ 欠席              |
| ちょうちゅう ほっかいどうちゅうそんかい<br>えりも町長(北海道町村会)  | おおにし まさき<br>大西 正紀  | けつ 欠席              |
| ほっかいどうしんたいしょがいしゃ ふくしき せつきょうき かいちょう<br>北海道身体障害者福祉施設協議会 会長   | さくらだ まこと<br>櫻田 周   | けつ 欠席              |
| いっぽんざいだん ほうじん あさひかわ て いくせい かい ふくかいちょう<br>一般財団法人 旭川手をつなぐ育成会 副会長   | すがわら ひろみ<br>菅原 広美  | オンライン出席            |
| しゃかい ふくし ほうじん ほっかいどう しゃかい ふくし きょうぎ かい ふく かいちょう<br>社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 副会長                                | たかえ ちおり<br>高江 智和理  | しんにん 新任            |
| えにわし こ みらい ぶ おうえん ちょう<br>恵庭市子ども未来部えにわっこ応援センター センター長  | たかはし あきこ<br>高橋 明子  |                    |
| いっぽんしゃだん ほうじん ほっかいどう い しかい ふくかいちょう<br>一般社団法人 北海道医師会 副会長  | ふじわら ひでとし<br>藤原 秀俊 | かい 会長              |
| いっぽんしゃだん ほうじん ほっかいどうせ いしんかびょういんきょうかい かいちょう<br>一般社団法人 北海道精神科病院協会 会長                                     | まつばら りょうじ<br>松原 良次 | けつ 欠席              |
| ほっかいどう かいぎ じむきょく ちょう<br>DPI 北海道ブロック会議 事務局長   | やまざき めぐみ<br>山崎 恵   | かいじゅまた 会場又はオンライン出席 |
| にほん きょうかい ほっかいどうしぶ しぶ ちよ うにほん きょうかい りじ こくさいどうめい りじ<br>日本ALS協会北海道支部 支部長、日本ALS協会 理事、ALS国際同盟 理事           | やまだ ようへい<br>山田 洋平  |                    |
| さっぽろがくいん だいがくしんりがくぶ きょうじゅ<br>札幌学院大学心理学部 教授   | やまもと あや<br>山本 彩    | オンライン出席            |
| いっぽんしゃだん ほうじん ほっかいどうちゅうしょ きょうこうか どうゆうかい さつ ほろしぶ いいん かいふくいんちゅう<br>一般社団法人 北海道中小企業家同友会、札幌支部インクルーシフ委員会副委員長 | よしおか しゅんじ<br>吉岡 俊史 | けつ 欠席              |

じむきょく ほっかいどうほけんふくしぶ  
【事務局】(北海道保健福祉部)

|  |  |                    |
|--|--|--------------------|
| ふくしきょく しゃほけんふくしあ<br>福祉局障がい者保健福祉課       | かちょう<br>課長                                   | とくた よしのり<br>徳田 泰則  |
|  | せいいん いりょう たんどう かちょう<br>精神医療担当課長              | にしもと つかさ<br>西本 司   |
|  | かちょう ほ さ きかく ちゅうせい<br>課長補佐(企画調整)             | そうま ともひと<br>相馬 知人  |
|  | かちょう ほ さ きばん せいび してい しどう<br>課長補佐(基盤整備・指定・指導) | きむら やすひさ<br>木村 八州久 |
|  | かちょう ほ さ ちいき しえん<br>課長補佐(地域支援)               | たかぎ ひろまさ<br>高木 大昌  |
|  | しゅかん いしそつう しえん しゃかいさんか<br>主幹(意思疎通支援・社会参加)    | よしざわ じゅんや<br>吉澤 淳也 |
|  | かちょう ほ さ せいいん ほけん いりょう<br>課長補佐(精神保健医療)       | かしわぎ ひろき<br>柏木 博樹  |
|  | かちょう ほ さ はつたつ しえん<br>課長補佐(発達支援)              | あさの やすひろ<br>浅野 泰弘  |
| こ せいさくきょく こ かていしえん か<br>子ども政策局子ども家庭支援課 | かちょう<br>課長                                   | なかむら ひろし<br>中村 浩   |
|  | かちょう ほ さ しょう じしえん<br>課長補佐(障がい児支援)            | こまた まこと<br>古俣 亮    |

れいわ ねんど ねんど ほっかいどうしきゅう しゃしさくすいしんしんぎかい はいせき す  
令和7年度（2025年度）北海道障がい者施策推進審議会 配席図

日時：令和7年（2025年）12月18日（木）18:00～  
場所：かでる2・7 10階 1060会議室



## 第1期ほつかいどう障がい福祉プラン推進管理票（案）

しりょう  
資料1-①

| けんりようご すいしん<br>1 権利擁護の推進  |   | とりくみのよう<br>基本方針・推進施策  | けいかくかんない ぐたいてきとりくみ<br>計画期間内の具体的取組  | れいわ ねんど とりくみじょうきょう<br>令和6年度の取組状況                 | たんとうかかり<br>【担当係】<br>ちいきしえんかかり<br>地域支援係  | れいわ ねんど とりくみじょうきょう<br>【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】 |           |           |            |            |
|---|---|---|--|--|---|---|-----------|-----------|------------|------------|
| <p><b>【目的】</b><br/>障害者虐待防止法及び障害者差別解消法や北海道障がい者条例に則して、障がいのある人の差別を禁止し、障がいのある人の暮らしを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することなどについての理解を促進を図ります。</p> <p><b>【推進施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①権利擁護の推進・虐待の防止</li> <li>②意志決定支援の推進</li> <li>③成年後見制度等の活用促進</li> <li>④理解の促進</li> <li>⑤地域福祉活動の促進</li> </ul> <p><b>【関連する成果目標】</b><br/>目標値の設定なし</p> | <p>とりくみのよう<br/>取組内容</p> <p>1 ほつかいどうしょう しゃけんりようご<br/>北海道障がい者権利擁護センターにおける虐待相談・通報の受付</p> | <p>けいかくかんない ぐたいてきとりくみ<br/>計画期間内の具体的取組</p> <p>ほんちょう つうねんたいおう<br/>本庁において通年対応<br/>ぎやくたいおうじょうきょうあうさ じっし<br/>虐待対応状況調査の実施</p> | <p>れいわ ねんど とりくみじょうきょう<br/>令和6年度の取組状況</p> <p>ほつかいどうしょう しゃけんりようご<br/>・北海道障がい者権利擁護センターにおける、相談・通報処理件数114件<br/>(うち虐待相談34件)</p>                          | <p>たんとうかかり<br/>【担当係】<br/>ちいきしえんかかり<br/>地域支援係</p> | <p>れいわ ねんど とりくみじょうきょう<br/>【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】</p> <p>ぎやくたいけんすう げんしょう<br/>・虐待件数は減少していないことから、市町村及び事業者への研修の実施など、引き続き、虐待防止に効果的な施策の実施が必要。</p> <p>さべつかいしょうほう<br/>・差別解消法については、法改正により、民間企業に対する合理的配慮の提供が義務化されたが、依然として認知度が低い状況となっている。</p> |   |           |           |            |            |
| <p>①権利擁護の推進・虐待の防止</p> <p>②意志決定支援の推進</p> <p>③成年後見制度等の活用促進</p> <p>④理解の促進</p> <p>⑤地域福祉活動の促進</p>  | <p>2 しょう しゃぎやくたいほう うし けんりよう<br/>障がい者虐待防止・権利擁護研修の開催</p>                                | <p>ほんちょう しほうめんせつけん<br/>本庁において司法面接研修、市町村向け研修及び施設従事者向け研修の開催</p>   | <p>ぎょうせいしょくいん む しほうめんせつけんしゅう じっし<br/>・行政職員向け司法面接研修の実施<br/>(オンライン開催)</p> <p>しちょうそん む けんしゅうおよ しせつじゅうじゅ む<br/>・市町村向け研修及び施設従事者向け研修の実施 (オンライン開催)</p>    | <p>たんとうかかり<br/>【担当係】<br/>ちいきしえんかかり<br/>地域支援係</p> | <p>れいわ ねんど とりくみ ひょうか<br/>【令和6年度の取組の評価】(北海道障がい者施策推進審議会からの意見(案))</p> <p>ぎやくたいほう うし とりくみ ひつづすいしん<br/>・虐待防止の取組について、引き続き推進するとともに、差別解消法の普及について、法改正を踏まえた普及啓発を進める必要がある。</p>   |   |           |           |            |            |
| <p>①権利擁護の推進・虐待の防止</p> <p>②意志決定支援の推進</p> <p>③成年後見制度等の活用促進</p> <p>④理解の促進</p> <p>⑤地域福祉活動の促進</p>  | <p>3 いしきっていしえん<br/>意志決定支援ガイドラインの周知等</p>   | <p>しゅうだんしどう うんえいしどう<br/>集団指導や運営指導における意志決定支援ガイドラインの周知や支援体制の整備等</p>   | <p>しゅうだんしどう うんえいしどう<br/>・集団指導や運営指導において意志決定支援ガイドラインを周知</p>  | <p>たんとうかかり<br/>【担当係】<br/>ちいきしえんかかり<br/>地域支援係</p> | <p>ひょうかくぶん<br/>評価区分(※)</p>  | <p>かこひょうかくぶん<br/>過去の評価区分</p>                |           |           |            |            |
| <p>①権利擁護の推進・虐待の防止</p> <p>②意志決定支援の推進</p> <p>③成年後見制度等の活用促進</p> <p>④理解の促進</p> <p>⑤地域福祉活動の促進</p>  | <p>4 ほつかいどうせいねんこうけんせいどりょうそく<br/>北海道成年後見制度利用促進体制整備連絡調整会議の開催</p>                        | <p>ほんちょう てきぎかいさい<br/>本庁にて適宜開催</p>   | <p>がつおよ がつ かいさい<br/>・6月及び3月に開催</p>   | <p>たんとうかかり<br/>【担当係】<br/>ちいきしえんかかり<br/>地域支援係</p> | <p>R6</p>   | <p>R7</p>                                   | <p>R8</p> | <p>R9</p> | <p>R10</p> | <p>R11</p> |
| <p>①権利擁護の推進・虐待の防止</p> <p>②意志決定支援の推進</p> <p>③成年後見制度等の活用促進</p> <p>④理解の促進</p> <p>⑤地域福祉活動の促進</p>  | <p>5 さべつかいしょうどうみん<br/>差別解消道民フォーラムの開催、福祉教育の推進</p>                                      | <p>しょうがいしやさべつかいしょうほう しゅし<br/>障害者差別解消法の趣旨を踏まえたフォーラムの開催<br/>がつこう む きょうざい はいふとうふくしきょういく<br/>学校向け教材の配布等福祉教育の推進</p>          | <p>さべつかいしょうほう しゅし ふ<br/>・差別解消法の趣旨を踏まえたフォーラムの開催 (R6は札幌、北見開催)</p> <p>きょういくき かん む きょうざい はいふとうふくしきょういく<br/>・教育機関向け教材の配布等福祉教育の推進 (R6は高等学校での出前講座を実施)</p> | <p>たんとうかかり<br/>【担当係】<br/>ちいきしえんかかり<br/>地域支援係</p> | <p>B</p>  | <p>-</p>                                    | <p>-</p>  | <p>-</p>  | <p>-</p>   | <p>-</p>   |
| <p>①権利擁護の推進・虐待の防止</p> <p>②意志決定支援の推進</p> <p>③成年後見制度等の活用促進</p> <p>④理解の促進</p> <p>⑤地域福祉活動の促進</p>  | <p>6 かくしゅぎょうじ じっし<br/>各種行事の実施による啓発活動</p>  | <p>しょう しゃしゅうかん<br/>「障がい者週間」や「道民ふくし ひ とう かくしゅぎょうじ 福祉の日」等、各種行事の実施</p>   | <p>しょう しゃしゅうかん<br/>・「障がい者週間」や「道民福祉の日」等に合わせたパネル展の実施、リーフレット等の配布</p>  | <p>たんとうかかり<br/>【担当係】<br/>ちいきしえんかかり<br/>地域支援係</p> | <p>ひょうかくぶん<br/>過去の評価区分</p>  | <p>かこひょうかくぶん<br/>今後の改善の方向性(案)]</p>          |           |           |            |            |

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

| 2 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり  |   |   |   | 【担当係】<br>地域支援係   | 【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】 |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |  |
|--|---|---|---|--|-----------------------|----|----|----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|--|
| 基本方針・推進施策  | 取組内容  | 計画期間内の具体的取組   | 令和6年度の取組状況                                    | 【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】  |                       |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |  |
| <p><b>【目的】</b><br/>障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会づくりのため、北海道障がい者条例第41条の規則で定める圏域（総合振興局及び振興局の所管区域）に設置した地域づくり委員会において、地域の課題等の解決などを目指します。</p> <p><b>【推進施策】</b><br/>①地域づくり委員会等の取組</p> <p><b>【関連する成果目標】</b><br/>目標値の設定なし</p> | <p>障害者が暮らしやすい地域づくり委員会における相談・申立の受付、協議・あっせん</p> | <p>14圏域に設置している委員会において、虐待や差別、暮らしづらさに関する特定事業や地域の課題等について協議等を実施</p> | <p>・各振興局での地域づくり委員会の開催（延べ30回）<br/>・相談等通年対応</p> | <p>・虐待や差別に関する相談件数や地域づくり委員会の開催回数は例年同程度で推移しているものの、委員会への相談件数は減少傾向にあることから、委員会の更なる周知が必要。</p>  |                       |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |  |
| 1  |   |   |   | <p><b>【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））</b></p> <p>・条例の内容の周知を図るとともに、地域課題等の情報を収集する機会を設けるなど、更に効果的な取組を行う必要がある。</p>  |                       |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |  |
|  |   |   | <p>評価区分（※）</p> <p><b>B</b></p>                | <p>過去の評価区分</p> <table border="1"> <tr> <td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td></tr> <tr> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> </table> | R6                    | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | - | - | - | - | - | - | <p><b>【今後の改善の方向性（案）】</b></p> <p>・差別解消道民フォーラム等の各種イベントにおいて、委員会の周知を行うとともに、市町村と委員会の連携の促進を図ることで地域課題の収集に係る取組を強化する。</p> |
| R6   | R7  | R8  | R9  | R10  | R11                   |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |  |
| -  | -   | -   | -   | -  | -                     |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |  |

## 第1期ほつかいどう障がい福祉プラン推進管理票（案）

しりょう  
資料1-③

## 3 就労支援施策の充実・強化

たんとうかかり  
【担当係】 地域支援係

| きほんほうしん すいしんしきく<br>基本方針・推進施策  | とりくみないよう<br>取組内容  | けいかくきかんない ぐたいてきとりくみ<br>計画期間内の具体的取組  | れいわ ねんど とりくみじょうきょう<br>令和6年度の取組状況  | れいわ ねんど とりくみじょうきょう<br>【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】  |
|---|---|---|---|--|
|   |   |   |   | れいわ ねんど とりくみじょうきょう<br>【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者<br>施策推進審議会からの意見（案））  |
| もくとぎ<br>【目的】<br>障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃（賃金）水準の向上や職場定着を促進します。 | 1 はたら しょう しゃ たい しゃかい<br>働く障がい者に対する社会全体での応援体制づくりのための「障がい者就労支援企業認証制度」及び「障がい者就労支援の輪を広げる取組～道民一人1アクション」の推進 | きぎょうにんしょせ いどおよ<br>企業認証制度及びアクションのPR  | ・ホームページによる周知やイベント開催時のチラシ配布等による周知の実施<br>・認証期間更新時期にリマインド実施等により、更新漏れ防止の対策の実施   | れいわ ねんど こうちんじっせき ちよつきんかこねんぞう<br>・令和6年度の工賃実績は、直近過去3年よりも増加していることから、引き続き地域における関係機関等の連携・協力の下、地域の実情を踏まえた取組や事業展開を促進し、障害福祉サービス事業所における多様な就労機会を確保する取組が必要。<br>・また、認証制度への登録件数は、増加傾向にあるものの、引き続き、働きかけが必要。 |
| すいしんしきく<br>【推進施策】<br>①道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり<br>②一般就労の推進<br>③多様な就労機会の確保<br>④福祉的就労の底上げ  | 2 はつ はつ<br>障がい者就労施設等への発注促進のための優先調達の推進及び市町村への働きかけ  | どうちょうかくぶきょく ちようつかのうぶつ<br>道庁各部局への調達可能物品等の周知及び市町村への調達方針策定の働きかけ              | ・当初に道庁各部局への調達可能物品等の周知を行ったほか、市町村への調達方針策定の働きかけを実施   | れいわ ねんど とりくみ ひょうか<br>・就労系障害福祉サービス事業所の工賃向上や販路拡大が図られるよう、関係機関との連携を推進する必要がある。  |
| かんれん せいかもくひょう<br>【関連する成果目標】<br>⑬-No. 14~28  | 3 かんけいきかん れんけい きょうどう<br>関係機関との連携や協働の促進  | かんけいきかん じょうほうきょうゆ<br>関係機関との情報共有   | ・指定法人による授産事業所の収益力向上及び販路拡大支援の実施  | ひょうかくぶん<br>評価区分（※）<br>B  |
| ふくし じば さんぎょう れんけい<br>福祉と地場産業との連携の推進   | 4 のうぎょうせいさんしゃ しょうがいふくし<br>農業生産者と障害福祉サービス事業所へのマッチング支援の実施   | どうない しょじ<br>・ノウフクマルシェを道内3ヶ所で実施したほか、オンラインマルシェの開催、農福・水福連携マッチング事業の実施成果報告の開催  | ひょうかくぶん<br>過去の評価区分<br>R6 R7 R8 R9 R10 R11<br>- - - - - -  |  |
| こうちん ちんぎん こうじょう<br>工賃（賃金）向上のための製品等の販路拡大   | 5 きょうどうじゅちゅう<br>共同受注システムの運営及び販売会の開催   | していほうじん きょうどうじゅちゅう<br>・指定法人による共同受注システムの運営及びマッチング支援に取り組むとともに大型商業施設での販売会の実施 | ひょうかくぶん<br>今後の改善の方向性（案）<br>・引き続き、障がい者の新たな就労の場の創出のため、農福連携では生産物の販路拡大や売上向上に向けた組、地域の経済社会を支える農業、福祉、商工等の各機関の連携による取組を進める。<br>・企業認証制度については、引き続き、積極的な制度周知に努める。 |  |

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

| 4 相談支援体制・地域移行支援の充実   |   |   |   | 【担当係】<br>たんとうかかり<br>地域支援係、事業指導係  |
|--|---|---|---|--|
| きほんほうしん すいしんしさく<br>基本方針・推進施策   | とりくみのよう<br>取組内容   | けいかくきかんない ぐたいてきとりくみ<br>計画期間内の具体的取組                    | れいわ ねんど とりくみじょうきょう<br>令和6年度の取組状況  | れいわ ねんど とりくみじょうきょう<br>【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】  |
| <p><b>【目的】</b><br/>施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所を希望される方々の地域生活への移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進に努めるとともに、乳幼児期や学齢期、青年期、壮年期、高齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには介護者の急病等の緊急時においても地域での生活が継続できる体制整備を促進します。</p> <p>また、障がいのある人が適切な意思決定支援のもと自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる体制を整備し、在宅サービスの量的・質的充実を図り施設入所者の地域生活への移行を推進します。</p> <p>さらに、障害福祉サービス事業者等で適切な良質なサービスが提供されるよう、指定の際に厳正な審査を実施し、指定後においても利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等、適正な事業運営が行われるよう指導に努めます。</p> <p><b>【推進施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①生活支援体制の充実</li> <li>②相談支援体制・地域移行支援の充実・強化</li> <li>③障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実</li> <li>④生活安定施策の推進</li> <li>⑤障害福祉サービス事業者等の指定、指導監査の実施</li> </ol> <p><b>【関連する成果目標】</b></p> <p>⑬-No.1、2、13、38</p> | <p>とりくみのよう<br/>取組内容</p> <p>けいかくきかんない ぐたいてきとりくみ<br/>計画期間内の具体的取組</p>  | <p>れいわ ねんど とりくみじょうきょう<br/>令和6年度の取組状況</p>              | <p>れいわ ねんど とりくみじょうきょう<br/>【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】</p>   |  |
| 1  | 地域づくりコーディネーターと連携し拠点等未整備市町村への新規整備及び整備済市町村への機能強化を促進                   | 地域づくりコーディネーターと連携し拠点等未整備市町村への新規整備及び整備済市町村への機能強化を促進     | ・障がいのある方の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備を、広域相談支援体制整備事業の全道重点方針に位置づけ、地域づくりガイドラインや支援方針に基づき、地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援を実施                             | ・地域生活支援拠点等の整備済み市町村は増加しているが、人的・財政的な問題により、整備に向けた協議が進まない市町村がある。   |
| 2  | 地域づくりコーディネーターを活用した地域の相談支援体制の構築、地域移行・地域定着の促進                         | 地域づくりコーディネーターと連携し、基幹相談センターの設置を含む、市町村が実施する相談支援体制の充実を図る | ・地域づくりガイドラインや支援方針に基づき、地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援を実施  | ・各振興局が実地で行う運営指導のほか、対面やオンライン形式等による全事業所を対象とした集団指導により、虐待防止や意思決定支援の推進など指導方針で定めた重点指導項目を説明し、適正なサービスの質の確保に努めているところであるが、遠方地や勤務時間等の関係上、出席できない事業所があり、全事業所の参加に至っていない。 |
| 3  | 生活資金や事業を営むために必要な資金の貸付け、冬期間の増嵩経費についての市町村の取組に対する支援                    | 生活資金等の貸付、市町村が行う福祉灯油事業に対する支援                           | ・社会福祉法人北海道社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業に対し補助を実施<br>・福祉灯油事業を実施した129市町村に対し、交付金による助成を実施するとともに、各市町村に対し、道内市町村における福祉灯油事業の実施内容に関する情報提供を行い、積極的な取組を促進 | ・地域生活支援拠点等の未整備圏域の市町村に向けた更なる支援に取り組む必要がある。   |
| 4  | 利用者が適切にサービスを選択できるよう障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表、指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱に基づく指導等 | 障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表、指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱に基づく指導等      | ・障害福祉サービス事業者等におけるサービス等の内容をインターネット上で公表<br>・障害福祉サービス事業者等に対して虐待防止研修を実施するほか、各振興局における集団指導や運営指導を実施  | ・事業者が安定した障害福祉サービスを提供するために、利用者の人権擁護、虐待防止のための体制整備に努め、事業運営の適正化に向けた指導が必要である。   |

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

| 5 サービス提供基盤の整備   |   |  |   | 【担当係】<br>企画調整係、施設整備指定係  | 【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】 |
|---|---|--|---|---|-----------------------|
| 基本方針・推進施策   | 取組内容  | 計画期間内の具体的取組  | 令和6年度の取組状況  | 【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】   |                       |
| <p><b>【目的】</b><br/>市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。<br/>また、広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業等の取組を推進します。</p> <p><b>【推進施策】</b><br/>①住まいの基盤整備の充実<br/>②日中活動サービスの充実<br/>③地域生活を支えるサービス基盤の充実<br/>④共生型地域福祉拠点の取組の促進<br/>⑤地域間格差の縮小<br/>⑥施設による支援</p> <p><b>【関連する成果目標】</b><br/>目標値の設定なし</p> | <p>とりくみないよう<br/>取組内容</p> <p>1<br/>社会福祉施設整備補助金を活用した基盤整備</p> <p>2<br/>サービス基盤の整備とその調整</p> <p>3<br/>共生型地域福祉拠点の取組の推進</p> | <p>けいかくかんない<br/>計画期間内の具体的取組</p> <p>1<br/>社会福祉施設整備補助金による施設整備</p> <p>2<br/>地域連絡協議会によるサービス基盤整備量の調整、必要な整備の促進</p> <p>3<br/>共生型地域福祉拠点について、市町村・関係団体の取組を促進</p> | <p>れいわ<br/>令和6年度の取組状況</p> <p>1<br/>・社会福祉施設整備選定に関する有識者会議の開催</p> <p>2<br/>・各圏域連絡協議会にて特定障害福祉サービス整備量の整備及び調整の協議（総量規制）を実施</p> <p>3<br/>・住民が集い、互いに支え合う交流の場である「共生型地域福祉拠点」について、道内全ての市町村で整備されるよう推進している<br/>・令和6年度の拠点数は、436か所となっており、道内全ての市町村で整備されている</p> | <p>れいわ<br/>【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】</p> <p>1<br/>・社会福祉施設整備補助金に係る国庫補助協議施設の選定に当たっては、国の整備方針を踏まえ、整備区分ごとに地域の充足率の低い者を優先して行い、すべての整備要望に対して予算付けを行うことがきた。</p> <p>2<br/>【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））</p> <p>1<br/>・社会福祉施設整備補助金については、物価高騰も続いていることから、国に対して財源確保の要望が必要。</p> <p>3<br/>評価区分（※）</p> <p>過去の評価区分</p> <p>B<br/>R6 R7 R8 R9 R10 R11<br/>- - - - - -</p> <p>【今後の改善の方向性（案）】</p> <p>1<br/>・社会福祉施設整備補助金については、今後も引き続き、国に対して財源の確保を要望していく。</p> |                       |

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

## 6 保健福祉・医療施策の充実

| きほんほうしんすいしんしょく  | とりくみないよう  | けいかくきかんないぐたいてきとりくみ  | れいわねんどとりくみじょうきょう   | れいわねんどとりくみじょうきょう   |
|---|---|---|--|--|
| <b>基本方針・推進施策</b>  | <b>取組内容</b>   | <b>計画期間内の具体的取組</b>  | <b>令和6年度の取組状況</b>  | <b>【担当係】精神保健医療係</b>  |
| <b>【目的】</b> <p>障がいのある人が身近な地域において保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。</p> <p>また、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。</p> <b>【推進施策】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>①適切な保健・医療施策の充実</li><li>②障がいの原因となる疾病等の予・治療</li><li>③精神障がいのある人や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実</li><li>④精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</li></ul> <b>【関連する成果目標】</b> <p>⑬-No.3~12</p> | 1<br>かくけんいきせっちせいしんしょう各圏域に設置する精神障がい者地域生活支援センターにおいて精神科病院における長期入院患者の退院促進及び退院後の患者の地域生活定着に向けた支援を行う | たいいんおよちいきていちやくそくしん退院及び地域定着の促進にむしょんじっしむけた支援の実施   | かくけんいきせいしんしょしゃちいきせい・各圏域ごとに、精神障がい者地域生活支援センターを設置し、ピアサポートの配置や精神科病院への支援を通じて、地域移行・地域定着を推進<br>・市町村や精神科病院等の関係者で構成する地域生活移行支援協議会を各圏域ごとに開催し、体制構築を図る  | れいわねんどとりくみじょうきょう【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】 <p>・市町村における協議の場の設置の推進をはじめ、入院患者訪問支援事業の実施検討を含めた「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」に係る取組の推進が必要。</p> <p>・ひきこもりや自殺対策を含む精神保健福祉策について、関係団体等との連携強化を図り、さらなる施策の推進が必要。</p>                         |
| 2<br>すいしんしょく  | せいしんしょしゃちいきせいかつ精神障がい者の地域生活にかかる重層的な支援を行うことを目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を市町村に設置するため広域調整等の支援を行う        | ぜんしちょうそんきょうぎばせっち全市町村に協議の場設置   | ・保健所や精神障がい者地域生活支援センターを中心として、会議等を活用し市町村への設置推進を実施<br>・令和6年度より、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する支援者である心のサポートの養成研修を実施   | れいわねんどとりくみひょうか【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案）） <p>・精神障がいのある人が、必要な支援を受けながら、地域でいきいきとした暮らしができるよう、地域移行・地域定着に向けた支援や支援体制の構築について、さらなる取組の推進を図ること。</p> <p>・ひきこもりや自殺対策を含む精神保健福祉策について、関係団体との連携を強化し、さらなる取組の推進を図ること。</p> |
| 3<br>かんれん   | ひきこもり当事者、高次脳機能障がい者及び依存症患者等への支援や自殺対策を含む精神保健全般に係る啓発については、第6期北海道障がい福祉計画のもとで実施してきた施策を引き続き継続して進める。 | ・ひきこもりに関する相談業務及び関係機関との連携体制の構築<br>・高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実<br>・保健、医療、福祉等の関係機関及び団体と連携し、「北海道自殺対策行動計画」に基づく施策を推進 | ・ひきこもり成年相談センターを設置し、専門的な相談や研修等を実施したほか、道立保健所における相談体制の整備や市町村における取組を推進<br>・道立保健所と関係事業所等が高次脳機能障がいの支援拠点となり、地域での支援を実施<br>・自殺予防パネル展等による啓発、道立精神保健福祉センターや道立保健所における相談支援、かかりつけ医等を対象とした養成研修などの取組を実施 | ひょうかくぶん評価区分（※） <p>B</p> 過去の評価区分<br>R6 R7 R8 R9 R10 R11<br>- - - - - -  |
|   |   |   |  | 【今後の改進の方向性（案）】 <p>・国が開催するブロック会議等に参加し、他県の取組などを参考にしながら、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築など、本プランや医療計画に基づく取組を推進する。</p> <p>・ひきこもりや自殺対策を含む精神保健福祉策について、関係団体等とのさらなる連携のもと、プランに基づく施策を推進する。</p>                                    |

たい き しょ ふ く し すいしんかんりひょう あん  
第1期ほつかいどう障がい福祉プラン推進管理票（案）

しりょう  
資料1-⑦

| 7 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上   |  |  |  | 【担当係】<br>地域支援係、事業指導係   |     |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |
|---|--|--|--|--|-----|----|----|----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|
| 基本方針・推進施策   | 取組内容   | 計画期間内の具体的取組  | 令和6年度の取組状況   | 【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】  |     |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |
| <p><b>【目的】</b><br/>サービスの提供に直接必要な障がい福祉・医療を支える人材の確保・定着に努めるとともに、サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行います。</p> <p>また、適切で良質なサービスが提供されるよう、現場のニーズに即した研修などを通じ相談支援及び障害福祉サービス等の質の向上を図ります。</p> <p><b>【推進施策】</b></p> <p>①人材の確保・定着・養成</p> <p>②サービスの質の向上</p> <p><b>【関連する成果目標】</b><br/>目標値の設定なし</p> | <p>各種研修の実施</p>   | <p>サービス等利用計画を作成する相談支援専門員やサービス提供の中核を担うサービス管理責任者に対する研修の充実</p>  | <p>・相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修の実施</p>  | <p>・適切で良質なサービスが提供されるよう、相談支援専門員やサービス管理責任者等の質の向上を図るために研修について、引き続き、研修機会の確保に努める必要がある。</p> <p>・障がい福祉分野の仕事へのイメージや理解不足、1人当たりの業務負担の大きさ、他産業と比較して低賃金であるため、長期的雇用に繋がらない。</p> <p>・障がい福祉の仕事への関心が薄く、障害福祉サービス等への就職の動機付けとなる継続的な働きかけが必要。</p>                                     |     |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |
| <p>①人材の確保・定着・養成</p> <p>②サービスの質の向上</p> <p><b>【関連する成果目標】</b><br/>目標値の設定なし</p>   | <p>必要となる人材確保に向けて、障がい福祉の仕事の魅力発信や障害福祉サービス事業所等の職場環境改善などの経営相談支援に取り組み、障がい者支援に携わる人材の確保・定着を引き続き推進する</p> | <p>北海道障がい福祉サポートセンターを設置し、人材確保・定着の推進</p>   | <p>・社会保険労務士や企業診断士などによる障害福祉サービス事業所等における人材確保のための処遇改善加算等の取得促進のための助言、福祉のしごとに関する魅力を発信</p> <p>・施設運営など組織経営に関する相談支援を実施</p>   | <p>【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））</p> <p>・事業者では相談支援専門員やサービス管理責任者などの必要な人材が不足しており、引き続き、人材確保及び質の向上に向けて研修などに取り組む必要がある。</p> <p>・施設における人材確保が厳しい中、人手不足により施設従事者は多大な業務負担となっていることからも、安心安全なサービスを提供していく上で人材や質の確保が大きな課題であるため、職員のキャリアアップや職場環境改善が必要。</p>               |     |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |
| <p>サービス利用に関する苦情解決の仕組みや福祉サービスの第三者評価制度の積極的な活用</p>   | <p>国制度を活用した苦情解決制度・評価制度の周知</p>  | <p>・事業者等に対する団体指導や実地指導、社会福祉法人に対する一般監査を行い、サービス利用に関する苦情解決制度や評価制度が適正に活用されるよう周知している</p> <p>・令和6年度の苦情相談件数は316件（運営適正化委員会による実件数）、福祉サービス第三者評価事業の受審数は18件となっている</p> | <p>・相談支援専門員やサービス管理責任者等必要な人材を確保するため、引き続き、指定研修事業者と協議しながら、研修体制の確保に努める。</p> <p>・社会保険労務士などの専門家による相談支援を実施のほか、個別相談会やセミナーを開催し、処遇改善加算の取得促進及び経営改善における取組を実施。</p> <p>・より多くの小中学校及び高校への出前授業を開催し、障がい福祉の仕事の魅力発信を行うことにより理解を深める取組を進め、人材確保に向けた更なる充実を図る。</p> | <p>評価区分（※）</p> <p><b>B</b></p>   |     |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |
|   |  |  |  | <p>過去の評価区分</p> <table border="1"> <tr> <td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td> </tr> <tr> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td> </tr> </table>   | R6  | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | - | - | - | - | - | - |
| R6  | R7   | R8   | R9   | R10  | R11 |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |
| -   | -  | -  | -  | -  | -   |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |
|   |  |  |  | <p>【今後の改善の方向性（案）】</p> <p>・相談支援専門員やサービス管理責任者等必要な人材を確保するため、引き続き、指定研修事業者と協議しながら、研修体制の確保に努める。</p> <p>・社会保険労務士などの専門家による相談支援を実施のほか、個別相談会やセミナーを開催し、処遇改善加算の取得促進及び経営改善における取組を実施。</p> <p>・より多くの小中学校及び高校への出前授業を開催し、障がい福祉の仕事の魅力発信を行うことにより理解を深める取組を進め、人材確保に向けた更なる充実を図る。</p> |     |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

| 8 障がい児支援の充実  |   | 【担当係】  | 子ども家庭支援課障がい児支援係  |   |
|--|---|--|--|---|
| 基本方針・推進施策  | 取り組み内容  | 計画期間内の具体的取組  | 令和6年度の取組状況   | 【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】   |
| <b>【目的】</b><br>発達の遅れや障がいのある子どもに対する相談支援・通所支援・入所支援等のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へより一層の支援体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらには学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進などに加え、児童が18歳以降、環境を円滑に移行できるための体制の整備を図ります。<br>また、医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援に地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図るとともに、身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。 | 1児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センターの設置促進<br>2発達支援関係職員実践研修の実施（教育局との合同開催）<br>3市町村における医療的ケア児等支援に係る協議の場の設置促進<br>4医療的ケア児等コーディネーター研修の実施<br>5難聴児等支援派遣研修事業の実施及び北海道難聴児支援推進協議会の開催 | 1児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センターの設置働きかけ<br>2発達支援関係職員実践研修の実施（教育局との合同開催）<br>3市町村に対し、医療的ケア児支援に係る協議の場設置の働きかけ<br>4医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施<br>5難聴児等支援派遣研修事業の実施及び北海道難聴児支援推進協議会の開催 | 1児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センターの設置働きかけ<br>2発達支援関係職員実践研修の実施（教育局との合同開催）<br>3市町村における協議の場の設置状況調査を行うとともに、未配置の市町村に対し設置の働きかけを行った<br>4医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施<br>5難聴児等支援派遣研修事業の実施及び北海道難聴児支援推進協議会の開催 | 1児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センター並びに医療的ケア児支援に係る協議の場については、設置が進んでいない地域がある。  |
| <b>【推進施策】</b><br>①障がいのある子どもに対する支援の充実<br>②学校教育の充実<br>③医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実<br><b>【関連する成果目標】</b><br>⑬-No. 29~37   |   |  |  | <b>【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））</b><br>1児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センター並びに医療的ケア児支援に係る協議の場の設置が進んでいない地域に対して、更なる働きかけ等が必要である。<br><b>評価区分（※）</b><br><b>B</b> |
|  |   |  |  | <b>過去の評価区分</b><br>R6 R7 R8 R9 R10 R11<br>- - - - - -  |
|  |   |  |  | <b>【今後の改善の方向性（案）】</b><br>目標達成に向け、児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センター並びに医療的ケア児支援に係る協議の場の設置が進んでいない地域を中心に、障がいのある子ども等への支援に関する課題等の把握を進めるとともに、各種施策の理解促進や働きかけ等の取組を進めていく。    |

はつたつしょ ひと ざいたく しょ ひととう しえん  
9 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援

たんとうかかり  
【担当係】

はつたつし えんかかり  
発達支援係

| 9 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援  |                                      |                                    |   | れいわ ねんど とりくみじょうきょう<br>令和6年度の取組状況  | れいわ ねんど とりくみじょうきょう<br>【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】  |    |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |
|--|--------------------------------------|------------------------------------|---|---|--|----|----|----|----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|
| きほんほうしん すいしんし さく<br>基本方針・推進施策  | とりくみないよう<br>取組内容                     | けいかくきかんない ぐたいてきとりくみ<br>計画期間内の具体的取組 | れいわ ねんど とりくみじょうきょう<br>令和6年度の取組状況  | れいわ ねんど とりくみじょうきょう<br>【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者<br>施策推進審議会からの意見（案））   | れいわ ねんど とりくみ<br>【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者<br>施策推進審議会からの意見（案））  |    |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |
| <p>もくとぎ<br/>【目的】<br/>発達障がいのある人やその家族への支援が<br/>推進され、また、重症心身障がいや在宅の障<br/>がいのある人等が身近な地域において必要な<br/>支援が提供されるよう、関係機関が連携を図<br/>り、地域の支援体制の充実を図ります。</p> <p>すいしんし さく<br/>【推進施策】<br/>①発達障がいのある人への支援の充実<br/>②在宅の障がいのある人等への支援の充実</p> <p>かんれん せいかもくひょう<br/>【関連する成果目標】<br/>目標値の設定なし</p> | <p>1</p> <p>ペアレントメンターの養成<br/>と派遣</p> | <p>ペアレントメンターの養成<br/>と派遣</p>        | <p>・ペアレントメンター養成研修の開催（基<br/>礎研修1回・応用研修1回）<br/>・派遣回数24回（支援人数194名）<br/>・地域研修の開催（年10回）<br/>・リーダーメンター会議開催（年1回）</p>           | <p>・これまで養成したペアレントメンターの資質をどのように担保していくかが課題となっている。<br/>・強度行動障がいのある方への支援や地域支援マネジャーによる機関支援が効果的に行われているかの検証</p>                          | <p>れいわ ねんど とりくみ<br/>【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者<br/>施策推進審議会からの意見（案））</p>   |    |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |
|  | <p>2</p> <p>発達支援推進協議会の開催</p>         | <p>発達支援推進協議会の開催</p>                | <p>・発達支援推進協議会の開催（年2回）<br/>・発達支援推進協議会発達障がい地域支援<br/>体制整備部会を設置し、開催（年3回）<br/>・発達支援推進協議会強度行動障がい地域<br/>支援体制部会を設置し、開催（年4回）</p> | <p>・発達支援推進協議会等において、ペアレントメンターの効果的な養成及び事業推進を検討するとともに、高度な専門性を有する人材の養成を推進し、他分野とも連携した発達障がい者支援センターや地域支援マネジャー等による円滑かつ効果的な支援体制の構築を図る。</p> | <p>ひょうかくぶん<br/>評価区分（※）</p> <p>B</p> <p>かこ ひょうかくぶん<br/>過去の評価区分</p> <table border="1"> <tr> <td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td></tr> <tr> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> </table> <p>こんご かいぜん ほうこうせい あん<br/>【今後の改善の方向性（案）】</p> | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | - | - | - | - | - | - |
| R6   | R7                                   | R8                                 | R9  | R10   | R11  |    |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |
| -  | -                                    | -                                  | -   | -   | -  |    |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |

ひょうかくぶん  
※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

| 10 自立と社会参加の促進・取組定着  |   |   |  | 【担当係】<br>社会参加係   | 【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】   |    |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|--|--|---|----|----|----|----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|
| 基本方針・推進施策   | 取組内容  | 計画期間内の具体的取組   | 令和6年度の取組状況   | 【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】  |   |    |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |
| <p><b>【目的】</b><br/>障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することのできる様々な活動の機会を増やすとともに、障がい者が社会参加の主体として生きがいをもって生活できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上を始めとする環境整備を促進します。さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。</p> <p><b>【推進施策】</b><br/>①社会参加の促進<br/>②スポーツ・文化芸術活動の振興<br/>③読書バリアフリーの推進<br/>④生涯学習機会の充実</p> <p><b>【関連する成果目標】</b><br/>目標値の設定なし</p> | <p>1<br/>「障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、障がいのある人の多様な文化芸術活動を支援</p> <p>2<br/>読書バリアフリーに関する各種取組の推進</p> | <p>1<br/>市町村が実施する意思疎通支援者の派遣や、移動の支援、生活訓練、スポーツ・文化活動などの市町村地域生活支援事業の推進</p> <p>2<br/>「障がい者芸術文化活動支援センター」による障がい者の文化芸術活動への支援</p> <p>3<br/>読書バリアフリーに関する各種取組の推進</p> | <p>1<br/>市町村地域生活支援事業の推進</p> <p>2<br/>「北海道障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、障がい者のアート展や舞台発表会、支援者向け研修などの開催を通じて、障がいのある方の文化芸術活動を支援した</p> <p>3<br/>読書バリアフリーに関する各種取組の推進</p> | <p>1<br/>・各市町村において地域の障がいのある方のニーズに応じた取組が実施できるよう、市町村地域生活支援事業の活用の働きかけを実施</p> <p>2<br/>・国に対し、十分な財源を確保するよう要望</p> <p>3<br/>・点字刊行物・録音物の製作及び貸出を行う視覚障がい者情報提供施設への補助を実施</p> | <p>1<br/>・「北海道障がい者芸術文化活動支援センター」が実施した各種イベント等の参加者が札幌圏に偏り、地方からの参加が少ない。</p> <p>2<br/>【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））<br/>・「北海道障がい者芸術文化活動支援センター」については全道域での活動となるよう工夫が必要である。</p> <p>3<br/>【今後の改善の方向性（案）】<br/>・「北海道障がい者芸術文化活動支援センター」が実施するイベント等については、全道域での活動となるよう、開催時期や周知方法、オンラインの活用などを検討していく。</p> |    |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |  | <p>評価区分（※）</p> <p>B</p>  | <p>過去の評価区分</p> <table border="1"> <tr> <td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td> </tr> <tr> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td> </tr> </table>  | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | - | - | - | - | - | - |
| R6  | R7  | R8  | R9   | R10  | R11   |    |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |
| -   | -   | -   | -  | -  | -   |    |    |    |    |     |     |   |   |   |   |   |   |

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

## 11 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

【担当係】社会参加係

| 基本方針・推進施策   | 取組内容  | 計画期間内の具体的取組   | 令和6年度の取組状況   | 【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】   |
|---|---|---|--|---|
|   |   |   |  | 【令和6年度の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））  |
| 【目的】<br>障がいのある人に対し、障がい特性に配慮した意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行うほか、ICT（情報通信技術）の活用により、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるよう情報アクセシビリティの向上に取り組むことで、障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。<br>また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。 | 1<br>1. 障がいのある方の多様な意思疎通手段や手話が言語であること等の道民の理解促進 | イベント等での啓発   | ・各種イベントで条例の普及啓発を目的としたパンフレットの配布やパネルの展示を実施             | ・意思疎通支援に関する周知・啓発等を行ったが、小中学生向け手話の出前教室については、費用負担の面などから実施を見送る学校があった。   |
| 【推進施策】<br>①情報通信における情報アクセシビリティの向上<br>②意思疎通支援の充実<br>③言語としての手話の理解促進等   | 2<br>2. 視覚障がいや聴覚障がいのある方等への情報提供体制の強化           | 情報提供等の充実  | ・視覚障がい者情報提供施設による情報提供を実施<br>・障がい者ITサポートセンターによる相談支援を実施 | 【令和6年度の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））<br>・オンライン化や遠隔手話サービスの普及など、必要に応じてICTなどを活用した事業に取り組み、市町村に對しても活用を働きかけていくとともに、児童・生徒の時期に手話を知る機会についても、引き続き確保していく必要がある。 |
| 【関連する成果目標】<br>目標値の設定なし  | 3<br>3. 多様な意思疎通手段による情報発信                      | ・動画の作成、配信<br>・音声コードや点字等による情報発信  | ・手話、字幕、点字、ルビ、テキストデータによる情報の提供を実施<br>・知事記者会見にて手話通訳を配置  | 評価区分（※）<br>B  |
|   | 4<br>4. 意思疎通支援者の確保に向けた養成研修の充実による意思疎通支援等の強化    | ・手話通訳者養成研修実施<br>・要約筆記者養成研修実施<br>・盲ろう者通訳・介助員養成研修実施<br>・失語症者向け意思疎通支援者養成研修実施 | ・各種意思疎通支援者の養成研修を実施                                   | 過去の評価区分<br>R6 R7 R8 R9 R10 R11<br>- - - - - -   |
|   |   |   |  | 【今後の改善の方向性（案）】<br>・オンライン化や遠隔手話サービスの普及など、必要に応じてICTなどを活用した事業に取り組み、市町村に對しても活用を働きかけていくとともに、児童・生徒の時期に手話を知る機会についても、引き続き確保していく。                          |

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

## 第1期ほつかいどう障がい福祉プラン推進管理票（案）

| 12 安全確保に備えた地域づくりの推進  |                        |  |             | 【担当係】<br>社会参加係        | 【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】 |
|--|------------------------|--|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 基本方針・推進施策  | 取組内容                   | 計画期間内の具体的取組  | 令和6年度の取組状況  | 【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】 |                       |
| 【目的】<br>市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある人等の安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進するとともに、障がいのある人が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなみまで連続し、安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。 | 1<br>1<br>2<br>3       | 1<br>2<br>3  | 1<br>2<br>3 | 1<br>2<br>3           | 1<br>2<br>3           |
| 【推進施策】<br>①住まい・まちづくりの推進<br>②移動・交通のバリアフリーの促進<br>③防災・防犯対策の推進   | 【関連する成果目標】<br>目標値の設定なし | 【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））                    | 【評価区分（※）】   | 過去の評価区分               | 過去の評価区分               |
|  |                        | ・災害対策に係る支援については、全庁的に取り組んでいく必要がある。                        | B           | R6 R7 R8 R9 R10 R11   | R6 R7 R8 R9 R10 R11   |
|  |                        | ・災害や感染症等が発生した際の障がい者への必要な配慮について、引き続き、見直しや情報提供を進めていく必要がある。 |             |                       |                       |
|  |                        | 【今後の改善の方向性（案）】   |             |                       |                       |
|  |                        | ・災害や感染症等が発生した際の障がい者への必要な配慮について、引き続き、見直しや情報提供を進める。        |             |                       |                       |

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

## 第1期ほっかいどうがい福祉プラン成果目標に対する進捗状況

| No | 目標【関連項目】                        | 内容   | R8目標値                 | R11目標値 | R6年末実績 | 進捗率    |
|----|---------------------------------|--|-----------------------|--------|--------|--------|
| 1  | 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標           | 地域生活移行者数                                     | 235人                  | 796人   | 83人    | 35.3%  |
| 2  | 【関連項目】「4 相談支援体制・地域移行支援の充実」      | 施設入所者の減少見込数                                  | 350人                  | 817人   | 182人   | 52.0%  |
| 3  | 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標 | 入院後3か月時点退院率                                  | 68.9%                 |        | 62.7%  | 91.0%  |
| 4  |                                 | 入院後6か月時点退院率                                  | 84.5%                 |        | 77.0%  | 91.1%  |
| 5  | 【関連項目】「6 保健福祉・医療施策の充実」          | 入院後1年時点退院率                                   | 91.0%                 |        | 85.2%  | 93.6%  |
| 6  |                                 | 精神病床から退院後の1年以内の地域における平均生活日数（地域平均生活日数）        | 330.1日以上              |        | 329.3日 | 99.8%  |
| 7  |                                 | 精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院1年以上の長期入院患者数          | 65歳以上<br>5,304人以下     |        | 6,429人 | 121.2% |
| 8  |                                 |  | 65歳未満<br>2,514人以下     |        | 2,635人 | 104.8% |
| 9  |                                 |  | 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 | 21か所   | 21か所   | 100.0% |
| 10 |                                 |  | 市町村<br>179か所          |        | 68か所   | 38.0%  |
| 11 |                                 |  |                       |        |        |        |
| 12 |                                 |  |                       |        |        |        |
| 13 | 3 地域生活支援拠点の整備目標                 | 地域生活支援拠点の整備                                  | 179か所                 | 179か所  | 84か所   | 46.9%  |
| 14 | 4 就労支援に関する目標                    | (1) 福祉施設から一般就労への移行目標<br>年間一般就労者数             | 1,335人                |        | 1,151人 | 86.2%  |
| 15 | 【関連項目】「3 就労支援施策の充実・強化」          | (2) 各事業の一般就労移行者数<br>就労移行支援事業                 | 774人                  | 1,014人 | 525人   | 67.7%  |
| 16 |                                 | 就労継続支援A型事業                                   | 238人                  | 307人   | 197人   | 82.8%  |
| 17 |                                 | 就労継続支援B型事業                                   | 341人                  | 437人   | 429人   | 126.1% |
| 18 |                                 | (3) 就労定着支援事業による職場定着率<br>就労定着支援事業の利用者数        | 1,111人                | 1,566人 | 937人   | 84.3%  |
| 19 |                                 | 職場定着率7割以上の事業所の割合                             | 25%                   | 25%    | 72.6%  | 290.4% |
| 20 |                                 | (4) 障害者就業・生活支援センターの整備目標<br>障害者就業・生活支援センターの整備 |                       | 14か所   | 12か所   | 85.7%  |

※進捗率はR8目標値に対するもの

| No | 目標【関連項目】                | 内容                               | R8目標値   | R11目標値  | 年度実績    | 進捗率    |
|----|-------------------------|----------------------------------|---------|---------|---------|--------|
| 21 | 4 就労支援に関する目標(前ページからの続き) | (5) 福祉的就労に関する目標                  |         |         |         |        |
| 22 | 【関連項目】                  | 平均工賃月額                           | 21,209円 | 23,041円 | 26,675円 | 125.8% |
| 23 | 「3 就労支援施策の充実・強化」        | 工賃向上計画を策定する対象事業所の割合              | 100%    | 100%    | 99.6%   | 99.6%  |
| 24 |                         | 障害者就労支援企業認証制度登録企業数               | 236社    | 262社    | 225社    | 95.3%  |
|    |                         | 優先調達方針を策定する市町村数                  | 179市町村  | 179市町村  | 157市町村  | 87.7%  |
| 25 |                         | (6) その他の就労関連の目標                  |         |         |         |        |
| 26 |                         | 障がい者に対する職業訓練の受講者数                | 76人     | 96人     | 113人    | 148.7% |
| 27 |                         | 福祉施設から公共職業安定所への誘導者数              | 4135人   | 4135人   | 3490人   | 84.4%  |
| 28 |                         | 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数       | 264人    | 264人    | 127人    | 48.1%  |
|    |                         | 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数          | 881人    | 987人    | 824人    | 93.4%  |
| 29 | 5 障がい児支援の提供体制の整備目標      | 児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センターの設置数 | 21か所    | 21か所    | 12か所    | 57.1%  |
| 30 | 【関連項目】                  | 保育所等訪問支援事業所数                     | 21か所    | 21か所    | 17か所    | 81.0%  |
| 31 | 「8 障がい児支援の充実」           | 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数        | 21か所    | 21か所    | 9か所     | 42.9%  |
| 32 |                         | 主に重症心身障がい児を支援する放課後デイサービス事業所数     | 21か所    | 21か所    | 9か所     | 42.9%  |
| 33 | 6 医療的ケア児等支援に関する目標       | 【医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置】      |         |         |         |        |
| 34 | 【関連項目】                  | 道                                | 1か所     | 1か所     | 1か所     | 100.0% |
| 35 | 「8 障がい児支援の充実」           | 圏域                               | 21か所    | 21か所    | 21か所    | 100.0% |
|    |                         | 市町村                              | 123か所   | 179か所   | 113か所   | 91.9%  |
| 36 |                         | 【医療的ケア児等コーディネーターの配置】             |         |         |         |        |
|    |                         | 市町村                              | 125か所   | 179か所   | 101か所   | 80.8%  |
| 37 | 7 難聴児に関する目標             | 中核的機能を有する体制の整備                   | 1か所     | 1か所     | 1か所     | 100.0% |
| 38 | 8 相談支援体制の充実・強化等に関する目標   | 基幹相談支援センターの設置                    | 179市町村  | 179市町村  | 102市町村  | 57.0%  |

だい き しょ ふくし ひつよう じょうきょう  
 第 1 期 ほっかいどう 障がい 福祉 プラン 必要なサービス量の状況

きょじゅうけい ひつようみこみりょう  
 1 居住系サービスの必要見込量

(1) サービス見込量 (単位: 人)

| No | 区 分            | みこみ 見込 (R 6) | じつせき 実績 (R 6) | かいりりつ 乖離率<br>(実績-見込) / 見込 × 100% |
|----|----------------|--------------|---------------|----------------------------------|
| 1  | 自立生活援助         | 145          | 111           | -23.4%                           |
| 2  | (再掲) 精神障がい者    | 82           | 67            | -18.3%                           |
| 3  | 共同生活援助         | 15,727       | 16,731        | 6.4%                             |
| 4  | (再掲) 日中サービス支援型 | 1,209        | 1,073         | -11.2%                           |
| 5  | (再掲) 精神障がい者    | 4,815        | 5,433         | 12.8%                            |
| 6  | 施設入所支援         | 8,324        | 8,726         | 4.8%                             |
|    | 合 計            | 24,196       | 25,568        | 5.7%                             |

(2) 整備見込量 (参考) (単位: 人)

| No | 区 分             | みこみ 見込 (R 6) | じつせき 実績 (R 6) | かいりりつ 乖離率<br>(実績-見込) / 見込 × 100% |
|----|-----------------|--------------|---------------|----------------------------------|
| 7  | 共同生活援助 (施設の定員数) | 16,280       | 18,647        | 14.5%                            |
| 8  | (再掲) 日中サービス支援型  | 1,499        | 1,268         | -15.4%                           |

2 日中活動系サービスの必要見込量 (単位: 人)

【利用者見込み】

| No | 区 分         | みこみ 見込 (R 6) | じつせき 実績 (R 6) | かいりりつ 乖離率<br>(実績-見込) / 見込 × 100% |
|----|-------------|--------------|---------------|----------------------------------|
| 9  | 療養介護        | 991          | 1,264         | 27.5%                            |
| 10 | 生活介護        | 17,800       | 17,649        | -0.8%                            |
| 11 | 自立訓練 (機能訓練) | 51           | 16            | -68.6%                           |
| 12 | 自立訓練 (生活訓練) | 431          | 347           | -19.5%                           |
| 13 | (再掲) 精神障がい者 | 207          | 217           | 4.8%                             |
| 14 | 宿泊型自立訓練     | 194          | 193           | -0.5%                            |
| 15 | 就労選択支援      | —            | —             | —                                |
| 16 | 就労移行支援      | 1,474        | 1,389         | -5.8%                            |
| 17 | 就労継続支援 (A型) | 5,031        | 4,491         | -10.7%                           |

(単位：人)

| No | 区 分         | みこみ<br>見込 (R 6) | じっせき<br>実績 (R 6) | かいりりつ<br>乖離率<br>(実績-見込) / 見込 × 100% |
|----|-------------|-----------------|------------------|-------------------------------------|
| 18 | 就労継続支援 (B型) | 26,241          | 28,533           | 8.7%                                |
| 19 | 就労定着支援      | 595             | 637              | 7.1%                                |
| 20 | 短期入所 (福祉型)  | 2,212           | 1,779            | -19.6%                              |
| 21 | 短期入所 (医療型)  | 208             | 170              | -18.3%                              |
|    | 合 計         | 55,228          | 56,468           | 2.2%                                |

## 【利用量見込み】

(単位：人日分／月)

| No | 区 分         | みこみ<br>見込 (R 6) | じっせき<br>実績 (R 6) | かいりりつ<br>乖離率<br>(実績-見込) / 見込 × 100% |
|----|-------------|-----------------|------------------|-------------------------------------|
| 22 | 生活介護        | 350,650         | 352,639          | 0.6%                                |
| 23 | 自立訓練 (機能訓練) | 547             | 142              | -74.0%                              |
| 24 | 自立訓練 (生活訓練) | 6,598           | 4,977            | -24.6%                              |
| 25 | 宿泊型自立訓練     | 5,027           | 5,219            | 3.8%                                |
| 26 | 就労選択支援      | —               | —                | —                                   |
| 27 | 就労移行支援      | 26,416          | 22,134           | -16.2%                              |
| 28 | 就労継続支援 (A型) | 93,125          | 83,736           | -10.1%                              |
| 29 | 就労継続支援 (B型) | 473,866         | 488,415          | 3.1%                                |
| 30 | 短期入所 (福祉型)  | 17,837          | 14,820           | -16.9%                              |
| 31 | 短期入所 (医療型)  | 1,292           | 1,043            | -19.3%                              |
|    | 合 計         | 975,358         | 973,125          | -0.2%                               |

## 3 訪問系サービスの必要見込量

(単位：人)

## 【利用者見込み】

| No | 区 分        | みこみ<br>見込 (R 6) | じっせき<br>実績 (R 6) | かいりりつ<br>乖離率<br>(実績-見込) / 見込 × 100% |
|----|------------|-----------------|------------------|-------------------------------------|
| 32 | 居宅介護       | 9,933           | 9,624            | -3.1%                               |
| 33 | 重度訪問介護     | 1,049           | 697              | -33.6%                              |
| 34 | 同行援護       | 911             | 887              | -2.6%                               |
| 35 | 行動援護       | 1,131           | 1,268            | 12.1%                               |
| 36 | 重度障害者等包括支援 | 12              | 0                | -100.0%                             |
|    | 合 計        | 13,036          | 12,476           | -4.3%                               |

## 【利用量見込み】

(単位: 時間)

| No | 区分         | みこみ<br>見込 (R 6) | じつせき<br>実績 (R 6) | かいりりつ<br>乖離率<br>(実績-見込) /見込 × 100% |
|----|------------|-----------------|------------------|------------------------------------|
| 37 | 居宅介護       | 176,092         | 167,561          | -4.8%                              |
| 38 | 重度訪問介護     | 169,228         | 169,496          | 0.2%                               |
| 39 | 同行援護       | 13,853          | 13,987           | 1.0%                               |
| 40 | 行動援護       | 17,922          | 17,116           | -4.5%                              |
| 41 | 重度障害者等包括支援 | 4,144           | 0                | -100.0%                            |
|    | 合計         | 381,239         | 368,160          | -3.4%                              |

## 4 障害児通所支援等・障害児入所施設の必要見込量

## 【利用者見込み】

(単位: 人)

| No | 区分                      | みこみ<br>見込 (R 6) | じつせき<br>実績 (R 6) | かいりりつ<br>乖離率<br>(実績-見込) /見込 × 100% |
|----|-------------------------|-----------------|------------------|------------------------------------|
| 42 | 児童発達支援 (センター)           | 1,839           | 1,302            | -29.2%                             |
| 43 | 児童発達支援 (センター以外)         | 11,205          | 11,758           | 4.9%                               |
| 44 | 医療型児童発達支援 (センター)        | 85              | 13               | -84.7%                             |
| 45 | 医療型児童発達支援 (センター以外)      | 8               | 0                | -100.0%                            |
| 46 | 放課後等デイサービス              | 21,244          | 21,120           | -0.6%                              |
| 47 | 保育所等訪問支援                | 708             | 864              | 22.0%                              |
| 48 | 居宅訪問型児童発達支援             | 21              | 10               | -52.4%                             |
| 49 | 福祉型障害児入所施設              | 400             | 351              | -12.3%                             |
| 50 | 医療型障害児入所施設 (療養介護利用者を含む) | 1,545           | 1,375            | -11.0%                             |
|    | 合計                      | 37,055          | 36,793           | -0.7%                              |

## 【利用量見込み】

(単位: 人日分/月)

| No | 区分                 | みこみ<br>見込 (R 6) | じつせき<br>実績 (R 6) | かいりりつ<br>乖離率<br>(実績-見込) /見込 × 100% |
|----|--------------------|-----------------|------------------|------------------------------------|
| 51 | 児童発達支援 (センター)      | 11,155          | 109,600          | 2.4%                               |
| 52 | 児童発達支援 (センター以外)    | 95,909          |                  |                                    |
| 53 | 医療型児童発達支援 (センター)   | 797             | 76               | -91.0%                             |
| 54 | 医療型児童発達支援 (センター以外) | 48              |                  |                                    |
| 55 | 放課後等デイサービス         | 220,789         | 216,601          | -1.9%                              |
| 56 | 保育所等訪問支援           | 1,569           | 1,729            | 10.2%                              |
| 57 | 居宅訪問型児童発達支援        | 87              | 28               | -67.8%                             |

## 5 相談支援

【相談支援（サービス利用計画作成必要者数）の必要見込量】 (単位：人)

| No | 区 分        | みこみ<br>見込 (R 6) | じっせき<br>実績 (R 6) | かいりりつ<br>乖離率<br>(じっせき みこみ みこみ<br>(実績-見込) /見込 × 100%) |
|----|------------|-----------------|------------------|--|
| 58 | 計画相談支援     | 41,174          | 13,664           | -66.8%   |
| 59 | 地域移行支援     | 93              | 17               | -81.7%   |
| 60 | (再掲)精神障がい者 | 68              | 14               | -79.4%   |
| 61 | 地域定着支援     | 299             | 181              | -39.5%   |
| 62 | (再掲)精神障がい者 | 138             | 97               | -29.7%   |
| 63 | 障害児相談支援    | 13,461          | 4,469            | -66.8%   |

## 6 発達障害者支援センターによる支援

【発達障害者支援センターの利用見込量】 (単位：件)

| No | 区 分                            | みこみ<br>見込 (R 6) | じっせき<br>実績 (R 6) | かいりりつ<br>乖離率<br>(じっせき みこみ みこみ<br>(実績-見込) /見込 × 100%) |
|----|--------------------------------|-----------------|------------------|--|
| 64 | 相談件数                           | 740             | 1,687            | 128.0%   |
| 65 | 関係機関への助言件数                     | 1,400           | 798              | -43.0%   |
| 66 | 関係機関や地域住民への研修、啓発件数             | 290             | 287              | -1.0%  |
| 67 | ペアレントトレーニング等の支援プログラム等<br>の実施者数 | 20              | 19               | -5.0%  |
| 68 | ペアレントメンターの人数                   | 27              | 185              | 585.2%   |
| 69 | ピアサポート活動への参加人数                 | 100             | 234              | 134.0%   |

だい き しょう ふくし すうち もくひょう たつせい じょうきょう  
第1期ほっかいどう障がい福祉プラン 数値目標の達成状況

## 7 地域生活支援事業（道事業）の必要見込量

| No  | 区分<br>※ [ ] 内は道の実施事業名                            | みこみ<br>見込<br>(R 6) | じつせき<br>実績<br>(R 6) | たつせいりつ<br>達成率<br>(実績/見込) |
|---|--|--------------------|---------------------|--------------------------|
| ①専門性の高い相談支援事業                                 |  |                    |                     |                          |
| 1   | はつたつしょうがいしゃしえん うんえいじぎょう<br>発達障害者支援センター 運営事業      | じょ<br>か所           | 3                   | 3 100. 0%                |
| 2   | はつたつしょうがいしゃしえん うんえいじぎょう<br>[発達障害者支援センター運営事業]     | りょうしゃ<br>利用者       | 2, 000              | 841 42. 1%               |
| 3   | じょうがいしゃしうぎょう・せいかつしえん じぎょう<br>障害者就業・生活支援センター事業    | じょ<br>か所           | 12                  | 12 100. 0%               |
| 4   | じょうがいしゃしうぎょう・せいかつしえん じぎょう<br>[障害者就業・生活支援センター事業]  | りょうしゃ<br>利用者       | 4, 920              | 4, 847 98. 5%            |
| 5   | こうじのうきのうしょうがいしゃしえんふきゅうじぎょう<br>高次脳機能障害支援普及事業      | じょ<br>か所           | 30                  | 30 100. 0%               |
| 6   | こうじのうきのうしょうがいしゃしえんじぎょう<br>[高次脳機能障害者支援事業]         | りょうしゃ<br>利用者       | 5, 000              | 5, 881 117. 6%           |
| 7   | じょう じとうしえん たいせいせいび じぎょう<br>障がい児等支援体制整備事業         | じょ<br>か所           | 51                  | 63 123. 5%               |
| 8   | どうりつしせつせんもんしえん じぎょう<br>[道立施設専門支援事業]              | じょ<br>か所           | 63                  | 41 65. 1%                |
| ②専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業                      |  |                    |                     |                          |
| 9   | しゅわ つうやくしゃ・ようやくひきしゃようせいけんしゅう<br>手話通訳者・要約筆記者養成研修  | とうろくしゃ<br>登録者      | 50                  | 20 40. 0%                |
| 10  | しょがいしゃしゃかいさんか そそう すいしんじぎょう<br>[障害者社会参加総合推進事業]    | とうろくしゃ<br>登録者      | 40                  | 16 40. 0%                |
| 11  | もう しゃむ つうやく かいじよいん ようせいけんしゅう<br>盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 | とうろくしゃ<br>登録者      | 20                  | 12 60. 0%                |
| ③専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業                        |  |                    |                     |                          |
| 12  | しゅわ つうやくしゃ ようやくひきしゃ はけん じぎょう<br>手話通訳者・要約筆記者派遣事業  | りょうしゃ<br>利用者       | 150                 | 62 41. 3%                |
| 13  | しょがいしゃしゃかいさんか そそう すいしんじぎょう<br>[障害者社会参加総合推進事業]    | りょうしゃ<br>利用者       | 55                  | 56 101. 8%               |
| 14  | もう しゃむ つうやく かいじよいん はけん じぎょう<br>盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業  | りょうしゃ<br>利用者       | 30                  | 50 166. 7%               |
| しょがいしゃしゃかいさんか そそう すいしんじぎょう<br>[障害者社会参加総合推進事業] |  |                    |                     |                          |

| No | 区分<br>※ [ ] 内は道の実施事業名                   | みこみ<br>見込<br>(R 6)       | じつせき<br>実績<br>(R 6) | たっせいいりつ<br>達成率<br>じつせきみこみ<br>(実績/見込) |
|----|---|--------------------------|---------------------|--------------------------------------|
| 15 | ④意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調査事業          | じつし<br>実施の<br>有無         | じつし<br>実施           | —                                    |
|    | ⑤広域的な支援事業                               |                          |                     |                                      |
| 16 | 相談支援体制整備事業<br>[広域相談支援体制整備事業]            | じょ<br>か所                 | 21                  | 19<br>90.5%                          |
| 17 | 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業                   | かいさい<br>開催<br>かいすう<br>回数 | 2                   | 9<br>450.0%                          |
|    | ⑥サービス・相談支援者、指導者育成事業                     |                          |                     |                                      |
|    | サービス従事者の人材養成                            |                          |                     |                                      |
| 18 | 相談支援従事者（毎年度受講者数）<br>[相談支援従事者研修事業]       | にん<br>人                  | 470                 | 431<br>91.7%                         |
| 19 | サービス管理責任者（毎年度受講者数）<br>[相談支援従事者研修事業]     | にん<br>人                  | 2,100               | 4430<br>211.0%                       |
|    | 障害支援区分認定関係者の育成                          |                          |                     |                                      |
| 20 | 認定調査員（毎年度受講者数）<br>[障害支援区分認定調査員等研修事業]    | にん<br>人                  | 300                 | 317<br>105.7%                        |
| 21 | 市町村審査会委員（毎年度受講者数）<br>[障害支援区分認定調査員等研修事業] | にん<br>人                  | 60                  | 42<br>70.0%                          |
| 22 | 主治医（毎年度受講者数）<br>[障害支援区分認定調査員等研修事業]      | にん<br>人                  | 320                 | 352<br>110.0%                        |

| No | いいん めい<br>委員名   | しりょう<br>資料<br>ページ | いん<br>意見・質問   | たいおう<br>対応・回答   | たんとう かかり<br>担当係                |
|----|-----------------|-------------------|---|---|--------------------------------|
| 1  | さくらだいいん<br>櫻田委員 | P. 7              | ●7ページ 資料1-⑦ 多様な人材の確保・定着～の右下の枠組み【今後の改善の方向性（案）】について<br>※事業体により加算率が異なることで、複数の事業を運営している多くの法人では、最も加算率の高い事業に合わせて職員配分を行わざるを得ない側面があり、結果として不足分は法人が独自に補填をしているため経営を圧迫している現状がある。<br>ご検討どうぞよろしくお願ひいたします。 | 道では、令和9年度に予定されている次の定期改定を待たずして臨時改定等の措置を速やかに講じるとともに、事業継続に向けた緊急的な財政支援を行うことや、物価や賃金の上昇に応じて適時適切に介護・障害福祉サービス等報酬をスライドさせる仕組みを導入することを国に要望しているところです。<br>ほっかいどう障がい福祉プランについては、障がいのある方やその家族が自立した生活を送るため、市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスを実施していくための計画となることから、計画に反映させていな<br>いところです。<br>サービスの質を確保しながら障害福祉サービスの提供体制を維持していくため、障害福祉サービス従事者の更なる待遇改善や人材確保対策が必要なことから、引き続き、国に要望を行ってまいります。                             | じぎょう しどう<br>事業指導<br>かかり<br>係   |
| 2  | やまもといいん<br>山本委員 | P. 4              | 成果目標13「地域生活支援拠点の整備」について、資料1-④で「未整備圏域の市町村に向けた更なる支援に取り組む必要がある」と記載がありますが、具体的にどのような取り組みを検討されていますか？  | 未整備市町村について、下記の取組を予定しています。<br>・市町村訪問による課題等の聞き取り。<br>・市町村職員や相談支援事業所等を対象とした研修会の実施。<br>・道内市町村でも活用可能な他県の事例について情報収集及び共有。  | ちいき しえん<br>地域支援<br>かかり<br>係    |
| 3  | やまもといいん<br>山本委員 | P. 8              | 成果目標29、31、32「児童発達支援センターまたは市町村中核子ども発達支援センターの設置数」、「主に重心児を支援する児童発達支援事業所／放デイ数」について、資料1-⑧で「設置が進んでいない地域に対して、更なる働きかけ等が必要」と記載がありますが、具体的にどのような働きかけを検討されていますか？  | 道内21圏域に設置する「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」や「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」等による圏域内の関係機関のネットワークを活用し、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の圏域における設置の必要性等について議論を深め、地域における療育支援体制の検討を進めます。<br>また、設置済みの圏域における事例の把握及び未設置圏域における課題に応じた情報提供等により、設置促進に向けて取り組んでまいります。   | こ かで<br>子ども家<br>い しえんか<br>庭支援課 |
| 4  | やまもといいん<br>山本委員 | P. 14             | 資料1-⑭で「自立訓練（機能訓練）」の利用者見込みと実績に乖離が大きくみられる要因は何か考えられることはありますか？  | ・道内の自立訓練（機能訓練）を行う事業所数は、令和元年度まで増加傾向にあるものの、令和2年度以降令和6年度までは17<br>カ所程度で頭打ちとなっております。<br>・一方、利用者数は、令和2年度の月50人強がピークで、それ以降減少傾向となり、令和6年度には月20人弱の状況です。<br>・自立訓練（機能訓練）のサービスを実施している事業所に利用状況について電話照会したところ、全国も道内と同じように、利用者数は減少傾向にあるとのことでした。また、本サービスは通年を通して利用するというより、集中的に6ヶ月以内の利用者<br>が多いとのことです。<br>・今回、見込と実績の乖離がやや多かったいくつかの自治体に問い合わせたところ、利用者数を他の日中活動系サービスと同様に年々増加傾向と見込んだことや、通年利用と見込んでいたことから、見込と実績に乖離が発生したと考えられます。 | きかく ちょうせい<br>企画調整<br>かかり<br>係  |

## 北海道障がい者施策推進審議会条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 審議会の名称は、北海道障がい者施策推進審議会とする。

### (組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

### (委員)

第4条 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者(障害者基本法第2条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。)並びに障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、学識経験のある者、障がい者並びに障がい者の自立社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

### (会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。